

「浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書」に関する知事意見

静岡県

令和4年3月

## はじめに

浜松湖西豊橋道路（以下「本事業」という。）は、静岡県浜松市北区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約 26 km～31 km の道路である。本事業により東名高速道路三ヶ日 JCT と愛知県豊橋市の三河港区域を連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路（一般国道 23 号）等と合わせて、広域道路ネットワークを形成するものである。

本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、起終点を静岡県浜松市、愛知県豊橋市として、経済面、社会面、地形・地質条件、自然環境、生活環境などを踏まえて、「豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート（約 26 km）」、「新所原市街地の東側を通過するルート（約 29 km）」、「新所原市街地の東側を通過し、一部国道 23 号を拡幅するルート（約 31 km）」の 3 ルート帯が複数案として設定されている。

自然的状況として、本県における事業実施想定区域（以下「事業実施区域」という。）及びその周辺は、浜名湖県立自然公園<sup>1</sup>に指定されているほか、猪鼻湖<sup>いののはなこ</sup>や松見ヶ浦<sup>まつみがうら</sup>等の水域を含め、鳥獣保護区に指定された区域が存在する。また、動植物に関しては、事業実施区域に環境省や静岡県のレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある貴重な種が生息、生育するとされている上、「豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート」のルート帯には県指定天然記念物であるトキワマンサク<sup>2</sup>の北限群生地が存在している。加えて、事業実施区域及びその周辺は、浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい自然景観を有し、名勝「浜名湖<sup>3</sup>」として指定されており、多くの人々から親しまれている。

社会的状況として、三ヶ日 JCT 周辺は、本県の特産品の一つである「三ヶ日みかん<sup>4</sup>」の栽培をはじめとした農業が盛んである。また、通過ルートとなる湖西市の人口集中地区<sup>5</sup>には、住宅以外にも学校、保育所、病院など住民生活に必要な施設が点在しており、県境付近には産業集積地も存在している。なお、湖西市内には、国指定特別史跡である新居関所跡などの歴史的な史跡や文化財も多数存在している。

- 
- 1 「浜名湖県立自然公園」とは、浜名湖の湖岸景観と愛知県境湖西連峰の森林景観を中心に野外レクリエーションを主体とする公園のこと。昭和 25 年（1950 年）5 月 11 日に県立自然公園指定。指定面積は 16,708 ha。
  - 2 「トキワマンサク」とは、マンサク科トキワマンサク属の常緑樹のこと。国内では静岡県湖西市のほか、熊本県玉名市の小岱山<sup>しょうたいさん</sup>と三重県伊勢市の伊勢神宮宮域林の 3 カ所で群生地が確認されている。特に湖西市の群生地は北限に位置し、国内最大級の極めて貴重な自生地である。

このため、事業予定者に対して、専門家や住民からは、本事業の実施により、これらの自然環境や住民の生活環境、優れた眺望景観等に影響が及ぶことを懸念する多数の声が上がっている。

そこで、こうした自然的状況、社会的状況及び住民等の意見を踏まえた上で、本事業の実施による自然環境や住民の生活環境等への影響について、回避又は低減を図ることが重要である。

このことから、今後、事業予定者が、本事業の具体的な事業計画の検討や環境影響評価手続を行う上で、配慮すべき事項等について、意見するものである。

- 
- 3 「浜名湖」とは、静岡県浜松市及び湖西市にまたがる汽水湖のこと。細江湖、猪鼻湖、松見ヶ浦、庄内湖の4つの枝湾を持ち、面積は国内10位の大きさである。昭和29年（1954年）1月30日に県の名勝に指定。
  - 4 「三ヶ日みかん」とは、浜松市三ヶ日地区を中心に栽培、出荷される早生みかんと青島みかんのこと。甘みと酸味の絶妙なバランスをもち、市場評価も高く地域ブランドとして定着している。
  - 5 「人口集中地区」とは、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接しており、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

## I 全般的事項

- 1 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日建設省令第10号）」や本意見を踏まえ、適切に選定すること。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、最新の文献、データ及び知見を踏まえ、調査等を行う具体的な地域、地点及び期間等を記載するとともに、参考とした文献等や事業実施区域及びその周辺の地域概況の詳細な情報も記載すること。
- 2 配慮書で示されたルート帯案には、自然公園、鳥獣保護区、重要湿地、希少な動植物の生息、生育地等の環境の保全上、重要な地域が存在し、また、保育所、小学校、中学校、社会福祉施設、病院等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在することから、ルート帯の選定を含む事業計画の検討に当たっては、これらへの影響を極力回避又は低減すること。また、方法書にはルート帯選定の過程及び理由を記載すること。
- 3 本事業を進めるに当たっては、地域住民に対し、ルート帯選定をはじめとした本事業の計画概要と環境影響等について、参考とした文献等を用いてわかりやすく情報を提供するとともに、丁寧な説明を行うこと。

## II 個別事項

### 1 大気環境

本事業の工事中における建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用開始後における車両の通行に伴う排気ガス、騒音及び振動による自然環境や生活環境への影響が懸念されることから、方法書においては、「大気質」、「騒音」及び「振動」を環境影響評価の項目として選定すること。

## 2 水環境

本事業のトンネル掘削等による周囲の河川の流量及び地下水の水位の変化や、工事に伴う濁水の発生等による水質の変化が農業用水等の利水や水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、方法書においては、「水環境」を環境影響評価の項目として選定し、影響範囲を想定した上で調査地点を示すこと。

## 3 地形及び地質

事業実施区域及びその周辺には、蛇紋岩<sup>6</sup>や石灰岩<sup>7</sup>を由来とする特殊な土壌や、大型哺乳類等の化石<sup>8</sup>が発掘された貴重な地域が含まれることから、方法書には、事業の実施が重要な地形及び地質に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、場所及び時期を記載すること。

## 4 動物・植物・生態系

ア 事業実施区域及びその周辺には、静岡県レッドデータブックに掲載されている重要な動植物が多数生息、生育している上、蛇紋岩や石灰岩を由来とする特殊な土壌には地域特有の植生の成立や、それに伴う特徴的な動物の生息の可能性があることから、方法書には、調査対象とする種を明示するとともに、生息、生育状況を把握するための具体的な調査等の手法、場所、時期及び頻度を記載すること。

イ 動物の中には、生息地と繁殖地間や個体群間を移動する種が存在し、事業の実施によりこうした移動が分断されるおそれがあることから、動物の移動についても考慮すること。

ウ 「豊橋市街地と二川市街地の中間を通過するルート」のルート帯には、県指定天然記念物であるトキワマンサクの北限群生地が存在していることから、事業の実施が群生地に及ぼす影響を回避すること。

---

6 「蛇紋岩」とは、蛇紋石を主成分とする岩石のこと。かんらん岩や輝岩が変質したものが多く、緻密でつやがあり、黒・暗緑色を呈する。肥料の原料や装飾用石材などに用いられる。

7 「石灰岩」とは、炭酸カルシウムを主成分とする堆積岩のこと。海底に堆積した生物の遺骸や水中の炭酸カルシウムから生じ、白色や灰色で塊状または層状に分布する。建築用材や石灰、セメントの原料など広く用いられる。

8 「大型哺乳類等の化石」とは、1921(大正10)年に浜松市西区佐浜町(浜名湖東岸)で更新世中期の佐浜層から、ほぼ一体分のナウマンゾウの化石骨が産出された。なお、浜名湖周辺域において上記のほか、浜北区三ヶ日町只木など19カ所でナウマンゾウ化石の産出が確認されている。

## 5 景観

事業実施区域及びその周辺は、浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい自然景観を有し、名勝「浜名湖」として指定されており、多くの人々から親しまれている。また、みかん畑が広がる丘陵地や、寺院や庭園等の歴史的、文化的資源が存在し、地域独自の景観を形成していることから、方法書には、主要な眺望点を選定した上で、事業の実施が景観に及ぼす影響を把握するための具体的な調査等の手法、時期及び頻度を記載すること。

## 6 廃棄物等

建設発生土及び建設汚泥等の建設副産物は、可能な限り再利用に努め、環境負荷の低減を図る必要があることから、方法書においては、「廃棄物等」を環境影響評価の項目として選定すること。

## 7 その他

事業実施区域及びその周辺には、史跡、遺跡、古墳群等が多数確認されている上、埋蔵文化財包蔵地が広く分布していることから、事業計画の検討に当たっては、これらの史跡等の存在に配慮すること。